

後期高齢者 医療保険料 について



保険料の算定方法

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに計算されます。全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料率は県内均一で、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されます。

年間保険料

(限度額 62万円)

$$\text{均等割額 } 39,500 \text{ 円} + \text{所得割額}$$

所得割額
賦課のもととなる金額(※)
×8.00%(所得割率)

※ 賦課のもととなる金額＝平成30年中の所得金額－基礎控除 33万円

軽減制度

後期高齢者医療保険料には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」があります。

①均等割額の軽減
世帯(被保険者全員と世帯主)の総所得金額などの合計が一定の基準以下の場合、85%～2割軽減されます。

保険料の納付

令和元年度の年間保険料額や納付方法についてのお知らせは、7月中旬頃に送付します。

※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

②後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった場合、資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。ただし、国民健康保険及び国民健康保険組合に加入していた方は対象になりません。

原則として、年金から差引きする「特別徴収」になります。ただし、次のいずれかに該当する方は、納付書または口座振替により金融機関などで納付する「普通徴収」になります。

○年金受給額が年額18万円未満の方

○介護保険料が年金から差引き(特別徴収)されていない方

○後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分を超える方

※平成30年度中に保険料額の変更などにより年金からの差引き(特別徴収)が中止になった方や、平成30年10月2日以降に後期高齢者医療制度に加入した方は、年金からの差引き(特別徴収)は、早くも令和元年10月から開始予定です。それまでは、納付書または口座振替により納めていただきます。

※特別徴収による納付については、申請により納付方法を口座振替による納付に変更することができます。変更を希望される方は、手続きが必要になりますので、保険年金課医療福祉係までお問い合わせください。

お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187